

東北農政局男女共同参画推進企画会議設置要領

平成13年9月17日13北生第1265号(営)
平成15年7月1日15北生第721号(営)
平成18年4月1日18北生第262号(営)
平成19年4月2日19北生第286号(営)
平成21年5月14日21北生第486号(営)
改正 平成23年8月26日23北生第1454号

1 趣旨

東北地域の農村を活性化し、農業の持続的発展を図るためには、女性と男性が共に社会に貢献することができる男女共同参画社会の構築を推進する必要がある。

このため、東北農政局男女共同参画推進本部設置要領(以下「設置要領」という。)2の(2)に基づき、農業・農村における男女共同参画の推進方針等を専門的に検討する「東北農政局男女共同参画推進企画会議(以下「企画会議」という。)」を設置する。

2 検討事項

企画会議においては、設置要領3の活動を円滑に行い、東北地域の農業・農村における男女共同参画社会形成の推進を図るため、次の事項について、協議及び検討を行う。

- (1) 農業・農村における女性の社会参画の促進に関すること
- (2) 農業・農村における女性の能力開発と経営参画の推進に関すること
- (3) 農業・農村における男女共同参画社会形成のための施策の総合的な推進に関すること
- (4) 男女共同参画社会形成の推進に係る農政局職員等の意識啓発に関すること

3 構成

- (1) 企画会議の構成員は、次に掲げる者及び企画会議が認めた者とする。

議長：経営・事業支援部次長

構成員：企画調整室調整官、総務課長、人事課長、生産振興課長、経営支援課長

- (2) 企画会議は、必要に応じて作業チームを設置することができる。

4 事務局

企画会議の事務局は、経営・事業支援部経営支援課が担当するものとする。

5 報告

企画会議の活動結果については、適宜、東北農政局男女共同参画推進本部に報告する。

6 その他

その他企画会議及び作業チームの運営等に関し必要な事項については、企画会議において定める。

附 則

この要領は、平成13年9月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年5月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。